

## 6 人権教育

### 一人一人を大切にす人権教育

#### 【方向性】

本県では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である人権教育を、「栃木県人権教育基本方針」（平成14年4月1日実施）に基づいて推進している。また、「栃木県教育振興基本計画2025—教育ビジョンとちぎ—」（令和3年度～令和7年度）の基本施策の一つにも、「人権尊重の精神を育む教育の充実」が位置付けられている。豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権教育の意義とその尊重と共存の重要性に気づき、差別のない望ましい人間関係を確立することを目指す態度を育てること」をねらいとしている。各学校では、児童生徒の発達の段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を深める必要がある。その際、学校としての課題を明らかにし、児童生徒、保護者の実態と地域の実情を踏まえて教育計画を見直すとともに、教職員自らの人権意識を高め、一人一人を大切にす教育活動を推進することが重要である。

#### 【課題】

##### （1）各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

各学校では、全ての教育活動を通じて、児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやり、満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不都合や矛盾に気づき、自分の問題として捉え、協力して解決していくこととする力を育てる常時指導（基底的指導）の充実を図ることが大切である。また、各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題について取り上げ、各教科等の目標の達成と人権教育のねらいを達成する指導（直接的指導）の計画的な実施を行い、直接的指導以外の全ての授業においても、各教科等の目標を達成するなかで、人権教育で育てたい資質・能力につながる科学的・合理的なもの見方・考え方、豊かな感性などの資質・能力を育てる指導（間接的指導）に努めることが必要である。

これらの学習を進めるに当たっては、児童生徒の発達の段階と実態を踏まえ、参加体験型の手法を取り入れたり、地域の教育資源を積極的に生かしたりするなど、ねらいに即して学習活動の工夫・改善を図ることが重要である。

##### （2）校内研修の一層の充実と推進体制の整備・確立

教職員は高い人権意識が求められることを自覚し、人権感覚を磨き、人権意識を高めるために、校内研修を組織的・計画的に実施することが大切である。研修方法も、ワークショップなどを効果的に取り入れたり授業研究会などを通して指導内容や方法についての研修を実施したりするよう努める。

また、近年顕在化している人権問題（同和問題、インターネットによる人権侵害、児童虐待や性的指向・性同一性障害者（LGBT）にかかわる人権問題など）の現状について認識を深め、適切な対応等の研修も重要となっている。

##### （3）よりよい人間関係の形成及びよりよい集団の構築に向けた取組の推進

人権が尊重された雰囲気や環境づくりにおいては、掲示物等の物的環境、教職員の言語環境等、学習環境づくりに努めることで、児童生徒を取り巻く環境がおのずと児童生徒の自尊感情や学習意欲の高まり、自他を大切にす感覚及び人権意識の育成を図るよう努める。

様々な集団活動に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合える人間関係を形成するとともに、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるよう、指導の工夫を図ることも大切である。

##### （4）家庭や地域に関する啓発の推進

学校で推進している人権教育の学習効果が高まるよう、保護者や地域の人々に対して、授業参観等の機会を生かすなど多様な啓発活動を促進することが必要である。また、家庭教育学級等、社会教育との連携も図りながら、計画的、継続的に推進していくことが大切である。

#### 【参考資料】

・「令和3(2021)年度 指導の指針」	R03.3 県教委
・「人権教育指導資料『様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫』」	R03.3 県教委
・「栃木県人権教育基本方針」	R02.4 県教委
・「人権教育推進の手引（冊子版・CD-ROM版）」	R02.4 県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編—』」	H31.3 県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A』」	H29.3 県教委
・「人権教育のすすめ方 ～実践事例集～」	H27.3 県教委
・「人権教育のすすめ方」	H25.3 県教委
・「様々な人権問題に関する指導資料集」	H23.3 県教委